

2021年3月19日版

時短・外出自粛等により影響を受けた 道内事業者の皆様への支援金の概要について

北海道経済部中小企業課

- ・ 給付要件等は、引き続き検討・具体化しており、変更となる可能性がございます。
- ・ 給付要項や申請書の様式などは、3月中にホームページ上でお知らせします。
- ・ 個別のお問い合わせにつきましては、今後設置するコールセンターで受付いたします。

1 道特別支援金の概要 (P2)

2 給付対象 (P3~4)

3 保存書類 (P5)

2021年3月19日更新

4 特例申請 (P6)

2021年3月19日更新

5 申請手続き (P7~9)

6 スケジュール (P10)

2021年3月19日更新

1. 道特別支援金の概要

概 要

本道では、昨年の秋以降の感染症の再拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛の要請などの対策を講じてきており、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、全道の様々な事業者の皆様を経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金制度を創設します。

要件 1

① 時短対象飲食店等との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど、飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定

または

② 外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、札幌市以外や昼間営業の飲食店等、人流減少の影響を受けた事業者を想定

要件 2

2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が対前年同月比50%以上減少

給付額

法人 **20万円** / 個人事業者等 **10万円**

申請受付開始時期

2021年4月上旬（予定）

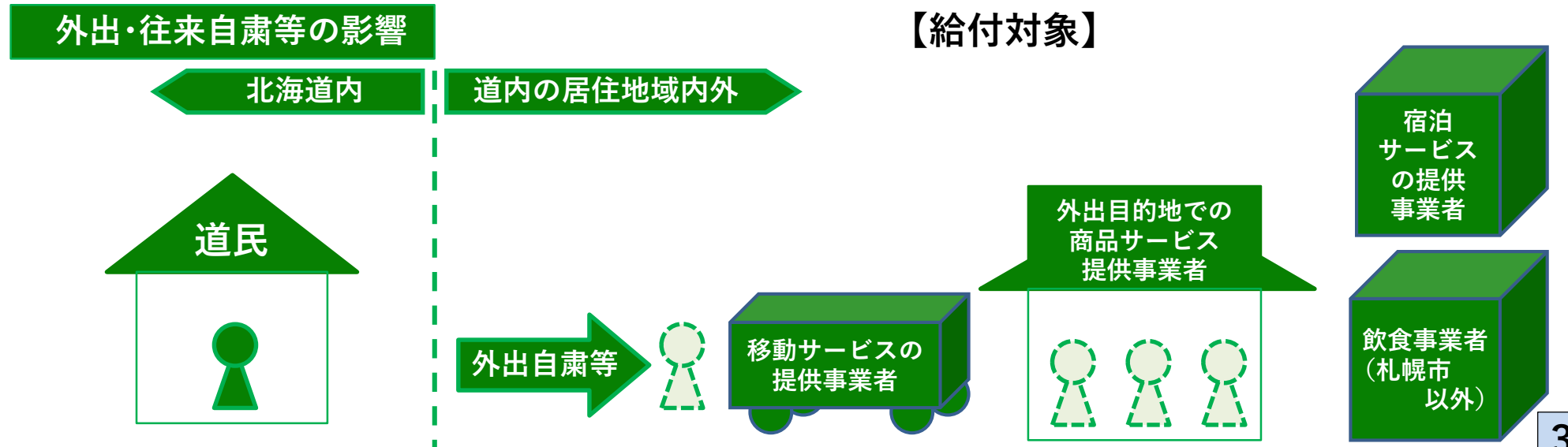
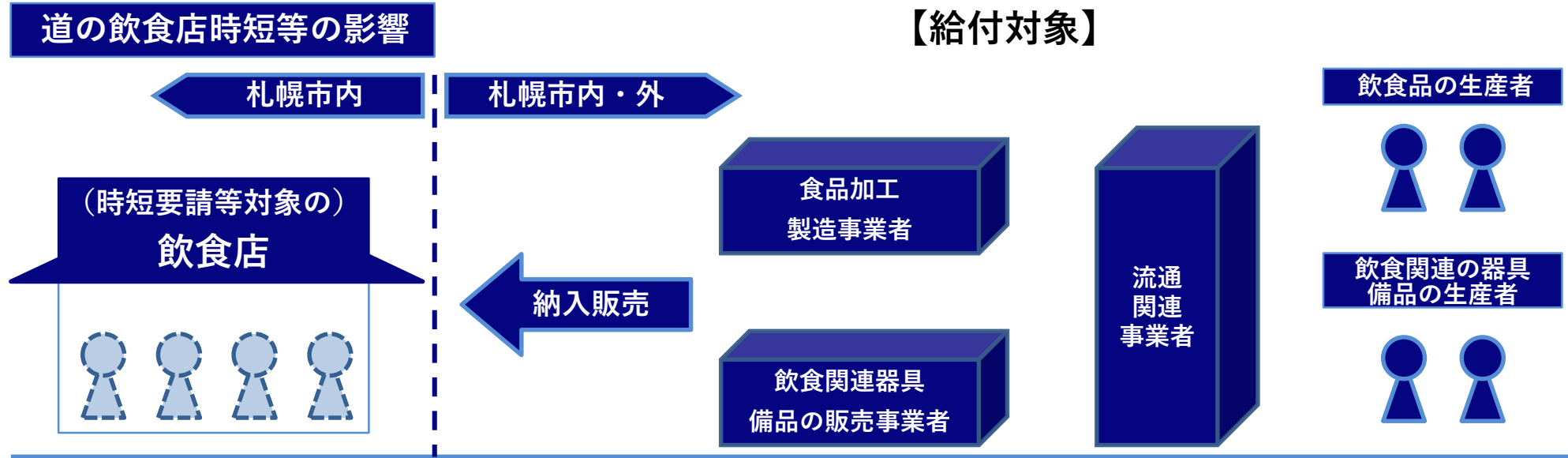
注1：要件1の①について、**時短対象飲食店等**（2020年11月から2021年2月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となっている事業者）との**直接・間接の取引がある事業者**が対象です。

注2：要件1の②について、**道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者**が対象です。

注3：時短対象飲食店等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象にはなりません。

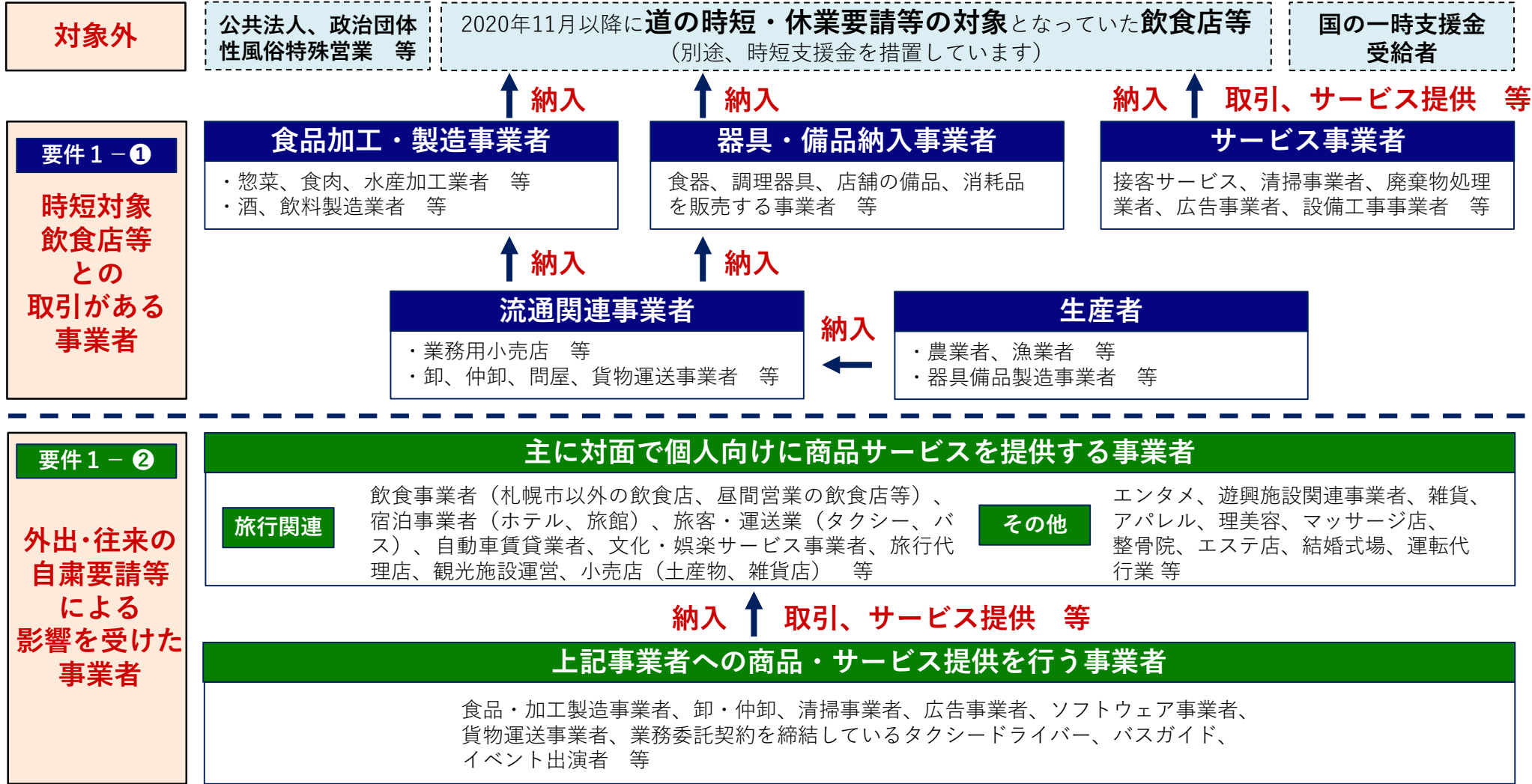
注4：要件1と要件2をともに満たす道内事業者であれば、業種等を問わず給付対象となり得ます。なお、支援金は店舗単位ではなく事業者単位で給付します。

2. 給付対象 ①イメージ



2. 給付対象 ②具体的な対象事業者の例

対象となりうる事業者の例



申請にあたっては、道の時短等対象飲食店との取引があること、または、道の外出自粛要請等の影響を受けたことにより、2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が前年同月比50%以上減少したことを示す書類の保存（事務局が求めた際に提出）が必要です

3. 保存書類の例

2021年3月19日更新

区 分	業種の例 (P4 参照)	保存していただく書類の例 (※提出は不要です)
<p>要件1 - ①</p> <p>時短対象飲食店等との取引がある事業者</p>	<p>食品加工・製造事業者</p> <p>器具・備品納入事業者</p> <p>サービス事業者</p> <hr/> <p>流通関連事業者</p> <p>生産者</p>	<p>直接取引</p> <p>ポイント ①時短対象飲食店等と取引していることがわかる資料</p> <p>・通帳・領収書など、時短対象飲食店等と継続的に取引していることがわかる資料</p> <hr/> <p>間接取引</p> <p>ポイント ①取引先との取引が確認できる資料 ②その取引先経由で、最終的に時短対象飲食店等への納入が確認できる資料</p> <p>・通帳・領収書など、自らの取引先と継続的に取引していることがわかる資料 ・自らの取引先を經由し、最終的に時短対象飲食店等に納入されていることを確認できる資料</p>
<p>要件1 - ②</p> <p>外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者</p>	<p>主に対面で個人向けに商品サービスを提供する事業者</p> <p>旅行関連 その他</p> <hr/> <p>上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者</p>	<p>個人直接取引</p> <p>ポイント ①個人顧客と取引していることがわかる資料 ②外出・往來自粛等の影響で地域で人流減少がわかる資料</p> <p>・宿帳や現金出納帳、通帳の写しなど、個人客と継続的に取引していることがわかる資料 ・自らの所在地の人流が減少したことがわかる資料等 (V-RESAS等の統計データや、市町村等、業界団体等が実施した調査でも可)</p> <hr/> <p>間接取引</p> <p>ポイント ①取引先との取引が確認できる資料 ②その取引先が人流減少の影響を受けたことがわかる資料</p> <p>・通帳・領収書など、自らの取引先と継続的に取引していることがわかる資料 ・自らの取引が人流減少の影響を受けていることがわかる資料、記録</p>

4. 特例申請

2021年3月19日更新

(※今後変更の可能性あり)

ポイント

- ・ 個別の事情で給付に必要な書類が準備できない方などに向けて、各種特例を設ける予定です。
- ・ 特例により申請される場合は、通常より審査に時間を要する可能性があります。

① 証拠書類に関する特例

(個人) 確定申告義務が無い場合は、確定申告書を住民税の申告書類で代替可能

(法人) 確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

② 創業特例

2019年又は2020年に
開業した方

③ 合併特例

事業収入を比較する
2つの月の間に合併を
行なった方

④ 事業承継特例

事業収入を比較する
2つの月の間に事業承
継を行なった方

⑤ 法人成り特例

事業収入を比較する
2つの月の間に個人事
業主から法人化した方

⑥ 季節性収入特例

月当たりの事業収入
の変動が大きい方

⑦ 連結納税特例

連結納税を行なって
いる法人

⑧ 罹災特例

2018年又は2019年の
罹災を証明する罹災証
明書等を有する方

⑨ NPO法人等特例

特定非営利法人及び
公益法人の場合、代替
の書類で申請可能

5. 申請手続き ①必要書類

申請方法

電子申請 および 郵送申請

※電子申請と郵送申請は、受付開始時期が異なる可能性があります。
※お問い合わせや申請書類の修正がスムーズになり、一般的に審査期間が短縮される電子申請をお勧めします。

必要書類

- 確定申告書** : **收受日付印の付いた確定申告書の控え** ※1, 2, 3
※1 e-Taxによる申告の場合、受付日時印字又は受信通知メールの添付があること
※2 2019年11月～2020年3月までをその期間に含む確定申告書の控え
※3 確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控え
- 売上台帳** : 2020年11月から2021年3月までの間で、対前年同月比で50%以上売上が減少している月(対象月)の月間事業収入がわかる **売上台帳**
※対象月が2021年1月～3月の場合、売上台帳の金額と2021年の確定申告書の内容が合致していることを確認させていただくことがあります
- 宣誓・同意書** : 代表者又は個人事業者等が自署した宣誓・同意書
- 本人確認書類** : 運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面のみ）等
(個人事業者等の場合)
- 履歴事項全部証明書** : 申請時から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書
(法人等の場合)
- 通帳** : 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認可能な書類の写し

※上記のほかに、必要に応じて事務局から追加の書類を求める場合があります。
また、令和2年度(2020年度)に道支援金（『休業協力・感染リスク低減支援金』もしくは『経営持続化臨時特別支援金』）を受給されている事業者が申請する場合に、提出書類の簡素化を検討しています。

★上記の申請に必要な書類に加え、5ページに例示した「時短対象飲食店等との取引」や「外出・往來の自粛要請等による影響」がわかる資料を保存していただく予定です。

5. 申請手続き ②国の一時支援金の活用

※道の特別支援金に申請いただく前に、現在、申請を受け付けている**国の一時支援金**に該当するかどうか、ご確認をお願いいたします。

国の一時支援金 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」

2021年1月に**11都府県**を対象に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に一時支援金が給付されるものです。

要件1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること

要件2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = (2019年又は2020年の対象期間^{※1}の合計売上) - (2021年の対象月^{※2}の売上 × 3ヶ月)

※1：1月～3月、 ※2：対象期間から任意に選択した月

【中小法人等】上限 **60**万円 【個人事業者等】上限 **30**万円

申請受付期間 2021年 **3月8日(月)** ～ **5月31日(月)**

● **国の一時支援金**事務局にご相談、お問い合わせください

ホームページ URL：<https://ichijishienkin.go.jp/>

相談窓口 TEL：0120-211-240 IP電話等からの相談：03-6629-0479 (※通話料がかかります)

国の一時支援金が受給
できないと判断される場合

申請受付開始後（4月上旬）、次ページのフロー図に沿って、**道の特別支援金**に申請いただく予定です（道の給付要件を満たすことが必要です）。

※国の一時支援金と道の特別支援金は、どちらかのみを受給できます。

5. 申請手続き

③申請フロー

道内事業者

①申請書類を入手

- ・道庁HPからダウンロード
- ・（総合）振興局や道内の各市町村等で入手

②申請書類の準備および作成

- ・申請書
- ・確定申告
- ・対象月の売上台帳
- ・宣誓・同意書
- ・本人確認書類の写し（法人）履歴事項全部証明
- ・通帳の写し 等

③申請書類の提出

- ・電子申請の場合はHP上で必要事項の入力および資料の添付等により申請
- ・郵送申請の場合は、受付事務局に郵送で提出
- ※持参による申請は不可

⑥事務局からの問い合わせに回答

- ・事業の現況
- ・道の時短要請や外出自粛の事業への影響等を回答

⑧支援金の受領

- ・申請書に記載の銀行口座に振込
- ※本支援金は、課税対象であり確定申告の対象となり得ます。

申請

回答

個別問い合わせ

通知、振込

支援金事務局

④書面審査

- ・提出書類の確認
- ・軽微な不備修正の連絡 等

⑤事業実態等を個別に確認

- ・税理士や診断士、会計士等、外部の専門家が書類審査や電話等で事業の実態を確認
- ※無作為で抽出の上、実施予定

⑦給付決定

- ・審査完了後メールや郵送で個別に通知
- ・申請書に記載の銀行口座に振込

★令和2年度(2020年度)に道支援金*をお受け取りの方など、事務局で事業の実態が確認できる場合

※無作為で抽出の上、事業実態を確認することがあります

*『休業協力・感染リスク低減支援金』もしくは『経営持続化臨時特別支援金』

6. スケジュール

2021年3月19日更新

(※今後変更の可能性あり)

3月19日(金)

- ・概要資料の更新(本資料)
※保存いただく書類やスケジュールなどを追記

3月第4週を目途

- ・申請書類・申請要領等の公開、受付開始時期の確定・公表

4月上旬

- ・コールセンターなど問い合わせ窓口の開設
- ・申請受付開始